

【参考資料】 新しい発表基準の特徴等について

令和8年4月

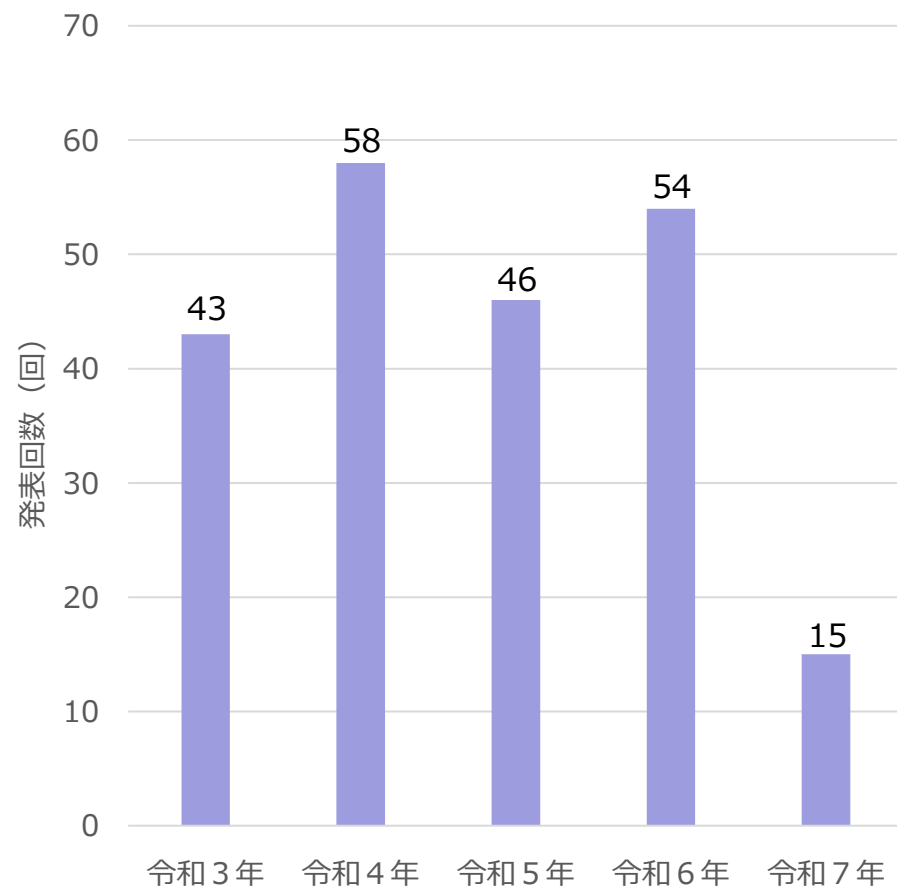
- 河川氾濫に関する情報の発表基準は、現在の指定河川洪水予報と大きく変わらない。
- 対象河川数は、全国で441（国管理河川が299、都道府県管理河川が142）※。
- 過去5年（令和3年～令和7年）の実績は、年によって変動はあるものの、氾濫発生情報（警戒レベル5相当）は年間のべ約5～10回程度、氾濫危険情報（警戒レベル4相当）は年間のべ約50回程度である。

※令和8年3月31日現在

●全国における氾濫発生情報（警戒レベル5相当）の発表実績

令和3年 (10回)	8月13日	江の川上流（広島県）：2回
	8月14日	江の川上流（広島県）：1回 江の川下流（島根県）：5回 六角川（佐賀県）：2回
令和4年 (5回)	8月4日	最上川上流（山形県）：1回 梯川（石川県）：1回
	8月5日	高時川（滋賀県）：3回
令和5年 (5回)	7月10日	徳須恵川（佐賀県）：1回 山国川上流部（大分県）：2回
	7月15日	太平川（秋田県）：1回
	8月6日	雨竜川（北海道）：1回
令和6年 (9回)	7月24日	雨竜川（北海道）：2回
	7月25日	子吉川（秋田県）：3回 日向川（山形県）：1回
	7月26日	最上川中流（山形県）：2回 鮭川（山形県）：1回
令和7年 (0回)		（発表なし）

●全国における氾濫危険情報（警戒レベル4相当）の発表実績



- レベル5大雨特別警報の発表基準は現在の大雨特別警報（浸水害）と大きくは変わらない。令和7年には、レベル5大雨特別警報の発表に該当する事例が全国で4回あった。
- 新設するレベル4大雨危険警報は、大河川以外の河川氾濫と低地の浸水被害について、重大な災害発生のおそれが高まり、避難が必要な状況になることが見込まれる場合に発表する。浸水想定区域外など避難が不要な場所はあらかじめ対象から除外し、発表対象となるエリア・河川を絞りこむ。
- 令和7年の事例で再解析したところ、レベル4大雨危険警報の発表に該当する事例は、全国において1府県予報区あたり平均で年間のべ約3回あった。

● 令和7年における大雨特別警報（浸水害）発表市町村

- ・令和7年8月11日00時20分 熊本県玉名市、熊本県長洲町（浸水害）
- ・令和7年8月11日05時25分 熊本県八代市、熊本県宇城市、熊本県氷川町（浸水害）
- ・令和7年8月11日08時10分 熊本県上天草市（浸水害）
- ・令和7年8月11日09時15分 熊本県天草市（浸水害）

→ レベル5大雨特別警報の発表基準は、これまでの大雨特別警報（浸水害）と大きくは変わらない。令和7年は、4回（のべ7市町）に対して発表しており、発表頻度は現状と大きくは変わらない見込み。

※ なお、これまでの大雨特別警報（土砂災害）については、レベル5土砂災害特別警報として発表する。

- レベル5 土砂災害特別警報の発表基準は、土砂災害の発生確度がレベル4 土砂災害危険警報より高い状況を示すものとして設定する。
- レベル4 土砂災害危険警報の発表基準は、現在の土砂災害警戒情報と同様の手法で設定する。
- レベル3 土砂災害警報の発表基準については、警戒レベル3 相当の基準値に基づいて発表する方式から、レベル4 土砂災害危険警報の基準に到達すると予想される時刻からのリードタイムを3時間※確保して発表する方式に変更する。
- 令和5年の6月から9月までのデータによれば、レベル5 土砂災害特別警報・レベル4 土砂災害危険警報の基準による発表回数は、現在の大雨特別警報（土砂災害）・土砂災害警戒情報の発表回数と大きな差はなかった。一方、レベル3 土砂災害警報については、現在の大雨警報（土砂災害）の約3割程度の発表回数になる見込み。

発表回数(回)

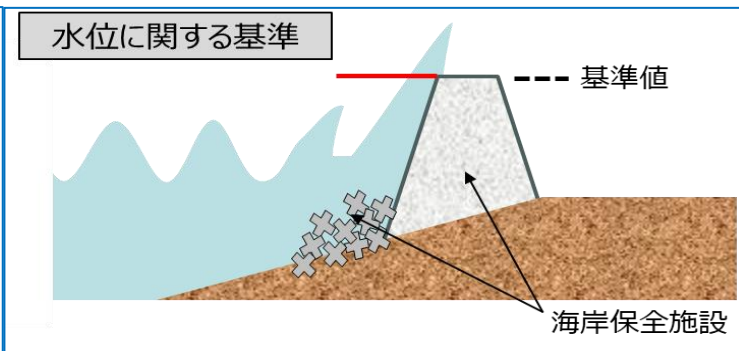
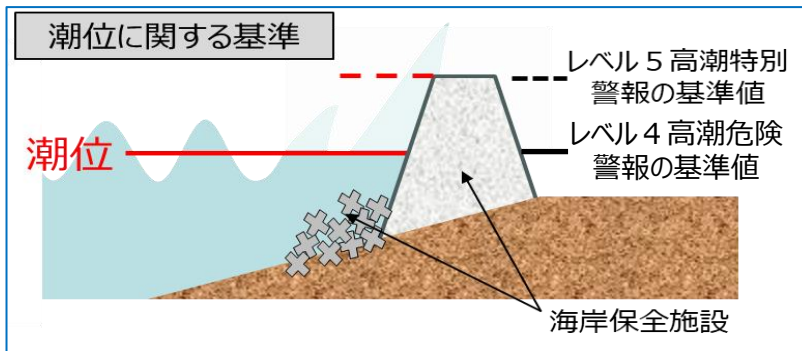
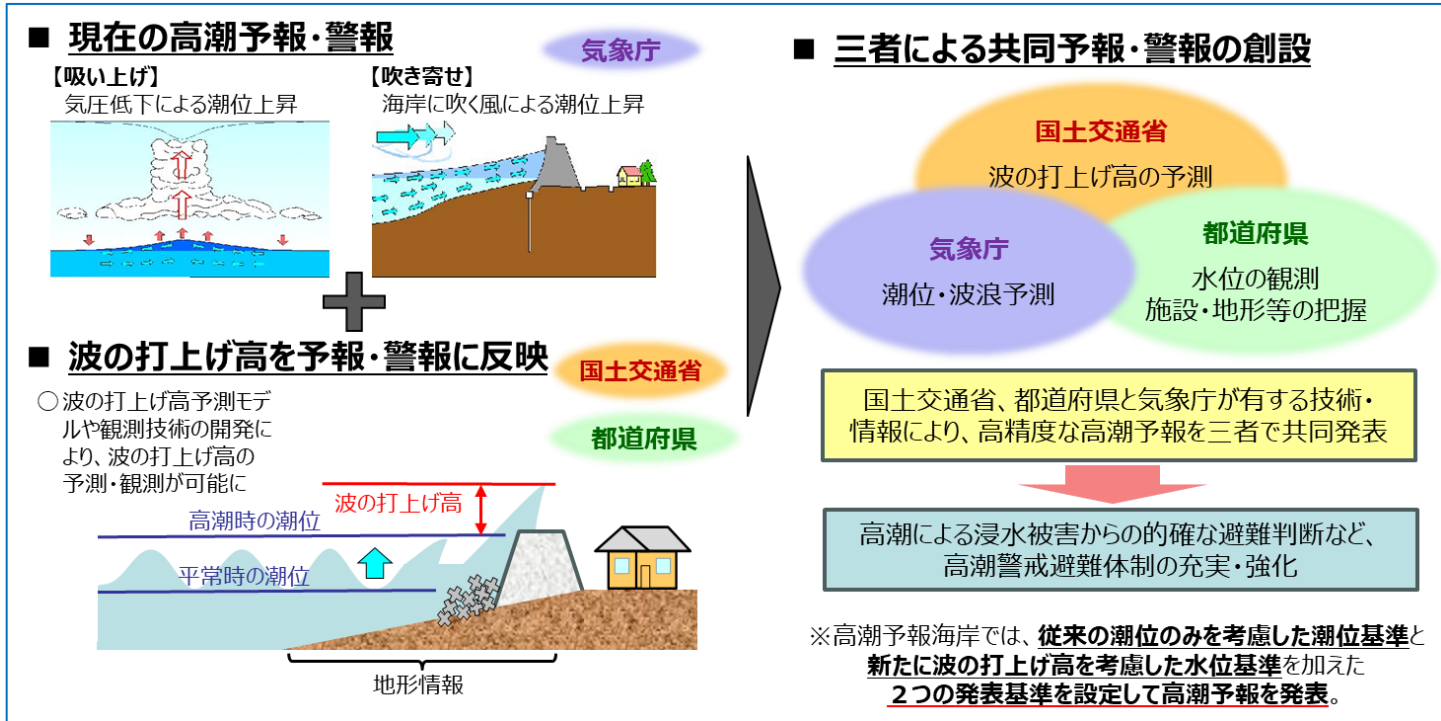
※：4～6時間先にレベル4 基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

	警戒レベル3 相当到達	警戒レベル4 相当到達	警戒レベル5 相当到達
現行	2,577	1,229	10
新方式	726	1,331	8

*新方式の警戒レベル3 相当情報の発表回数は、警戒レベル4 相当情報の基準に3時間先に到達すると見込まれる場合として算出。

(令和5年6～9月のデータに基づく)

国土交通大臣が新たに指定する海岸（高潮予報海岸）では、国土交通省・都道府県・気象庁の共同による波の打上げ高も考慮した高潮情報に高度化。潮位に関する基準と、打上げ高を加えた水位に関する基準により、高潮に関する情報を発表。



- レベル5 高潮特別警報の発表基準については、現在の台風等を要因とする高潮特別警報の指標を見直し、高潮による浸水がすでに発生又は切迫している状況で発表するように変更する。
- レベル4 高潮危険警報の発表基準については、全国的に現在の高潮警報の基準値（潮位）を見直して設定する。このため、多くの市町村では現在の高潮警報と比較して発表回数が少なくなる見込み。
- レベル4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までにレベル2 高潮注意報を、おおむね12時間前までにレベル3 高潮警報を、おおむね6時間前までにレベル4 高潮危険警報を発表する。

【現行の高潮特別警報の指標（発表条件）】

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

高潮特別警報を高潮警報と同じ警戒レベル4相当情報として運用



台風等を要因とする高潮特別警報の指標を見直し、新たに指標を設けレベル5 高潮特別警報として運用

高潮による浸水がすでに発生又は切迫している状況で発表

近年では、**平成30年台風第21号**による近畿地方の高潮がレベル5 高潮特別警報の発表対象となりうる事例です。

【現行の高潮警報・注意報の基準値の設定】

現行の高潮警報・高潮注意報については、市町村等ごとに潮位の基準値を設定して運用。高潮による浸水被害状況や海岸堤防の整備状況等により適宜基準値の見直しを実施。

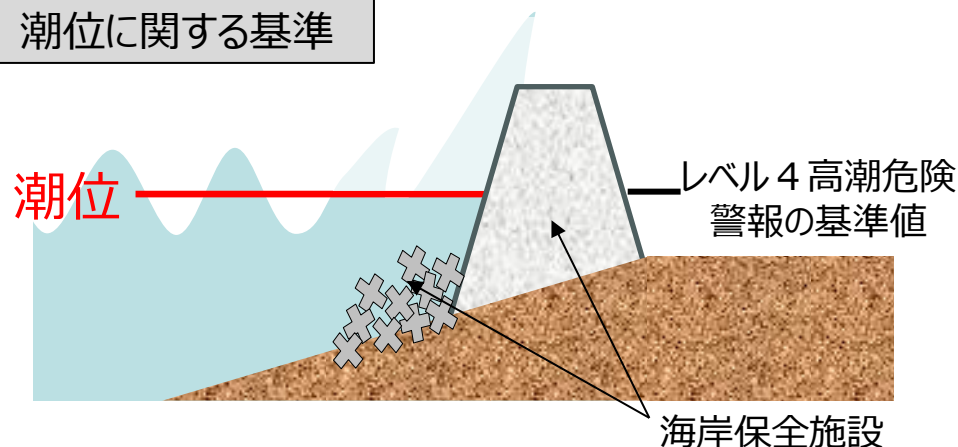
＜高潮浸水想定区域の指定＞

平成27年の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定することが定められ、各都道府県において高潮浸水想定区域図の作成が進行。



過去の高潮による浸水事例、海岸堤防等の最新の整備状況及び高潮浸水想定区域をもとに、高潮による浸水被害のおそれがある地域やその状況となる潮位等の高さを把握し、全国的に高潮警報の基準値を見直してレベル4高潮危険警報の潮位の基準値を設定。

潮位に関する基準



- ・レベル4高潮危険警報の潮位の基準値は、潮位がその高さを超えると浸水害が起こるおそれのある高さ（設計高潮位や居住地域の地盤高等）

（参考）全国における高潮警報の発表実績（府県予報区単位での発表回数）

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高潮警報の発表回数（回）	17	31	10	8	14

気象庁ホームページ 関連リンク集

●新たな防災気象情報について(ポータルサイト)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/index.html>

・河川氾濫・大雨に関する情報の改善(PDF)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/heavyrain_flood_info2026.pdf

・土砂災害に関する情報の改善(PDF)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/landslide_info2026.pdf

・高潮に関する情報の改善(PDF)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/pdf/stormsurge_info2026.pdf

●特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun_new/index.html